

## 一時預かり事業（幼稚園型）

平成 27 年度からスタートした新制度では、認定こども園（教育部分）や新制度に移行した幼稚園が、1号認定子どもを対象に教育標準時間の前後や長期休みに、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

※ 各施設により利用時間、一時預かり（幼稚園型）利用料は異なります。

### （1）実施施設

1号認定子どもを対象とする教育・保育施設

<認定こども園（教育部分）、新制度に移行した幼稚園>

### （2）一時預かり（幼稚園型）保育料（公立施設の例）

事業類型	利用時間	保育料
幼稚園型	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	100 円
	午後 2 時～午後 5 時	500 円※ <sup>1</sup>
	午後 5 時～午後 6 時	100 円
	午前 8 時 30 分～午後 2 時（長期休み）	600 円※ <sup>2</sup>

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の保育料は無料とします。

※1の金額には、おやつ代として 100 円を含みます。

※2の金額には、給食代として 200 円を含みます。

### （3）一時預かり事業（幼稚園型）の利用例（公立施設）

この例は、市立認定こども園ひまわり・つばさの保育料となります。

各施設で利用時間や保育料が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

#### ① 一時預かり事業（幼稚園型）の平日の例

7 : 30	8 : 30	14 : 00	17 : 00	18 : 00
一時預かり 100 円	教育標準時間 (標準 4 時間、公立は 5.5 時間) 基本保育料	一時預かり 500 円	一時預かり 100 円	

#### ② 一時預かり事業（幼稚園型）の長期休みの例

7 : 30	8 : 30	14 : 00	17 : 00	18 : 00
一時預かり 100 円	一時預かり長期休み (標準 4 時間、公立は 5.5 時間) 600 円	一時預かり 500 円	一時預かり 100 円	